第百十九条の十二中「時価法により評価した金額」を「評価益又は評価損の益金又は損金算入等」に改め、同条第四号中「又は第十号」を「、第九号又は第十一号」に改め、「分割型分割」の下に「、株式分配」を、「同項第六号に規定する親法人」の下に「、同項第八号に規定する完全子法人」を加え、「同項第八号」を「同項第九号」に改め、「分割法人」の下に「、現物分配法人」を加える。

第百二十一条の五第一項中「ヘッジの有効性割合が一定の範囲内となつていない場合の処理」を「デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額のうちヘッジとして有効である部分の金額等」に改め、「の場合のこの法律の適用」を削り、「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第百二十二条の十二第一項第一号中「第六号から第八号まで」を「第七号から第九号まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号ヘ中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「財務省令で定める」を「前号に規定する」に改め、「（資産を当該単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額とする。以下この号及び次項において同じ。）」を削り、「当該超える」を「その超える」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　資産の帳簿価額（資産を財務省令で定める単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額とする。次号及び次項において同じ。）が千万円に満たない場合の当該資産

第百二十二条の十二第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条第三項中「益金不算入」を「益金不算入等」に、「損金不算入」を「損金不算入等」に改める。

第百二十二条の十四第二項中「から第十項まで、第十三項若しくは第十六項」を「、第七項、第九項から第十一項まで、第十四項若しくは第十七項」に改める。

第百二十三条の三第三項中「から資産及び」を「から資産又は」に、「、当該資産及び」及び「、当該資産又は」を「、当該移転を受けた資産及び」に改める。

第百二十三条の四中「から資産及び」を「から資産又は」に改め、「、当該」の下に「移転を受けた」を加える。

第百二十三条の五中「から資産及び」を「から資産の移転を受け、又はこれと併せて」に改め、「場合には、当該」の下に「移転を受けた」を加え、「資産又は負債の」を「移転を受けた資産及び負債の」に改める。

第百二十三条の七の見出し中「あん分」を「按分（あん）」に改め、同条中「第六十二条の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「、同項」を「、同条第一項又は第二項第三号」に、「と同項」を「と同条第一項又は同号」に、「あん分する」を「按分する」に、「あん分した」を「按分した」に改める。

第百二十三条の八第二項中「第六十二条の七第二項に」を「第六十二条の七第二項第一号に」に、「特定保有資産（同項」を「特定保有資産（同項第二号」に、「特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入」を「資産の評価損の損金不算入等」に改め、同条第三項第五号中「以下この号及び」を削り、「という。）」の下に「の属する事業年度開始の日以後に有することとなつた資産及び同日」を加え、「当該支配関係発生日」を「同日」に、「支配関係発生日の」を「同日の」に改め、同条第五項第一号中「期末換算」を「期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等」に改め、同項第三号中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同条第七項第三号中「（売買目的外有価証券の原価法により評価した金額）」を削り、同条第十二項第三号イ中「関連法人支配関係発生日」の下に「の属する事業年度開始の日」を加え、同号ロ中「における価額が当該関連法人支配関係発生日」を「の属する事業年度開始の日以後に有することとなつた資産及び同日における価額が同日」に、「に当該関連法人支配関係発生日」を「に同日」に、「関連法人支配関係発生日の」を「同日の」に改め、同条第十五項中「「同項の」の下に「特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日から当該」を、「直前の時」の下に「までの間のいずれかの時」を加え、「「当該支配関係法人が」を「（）前から」とあるのは（）の属する事業年度開始の日前から」と、「当該支配関係法人が当該支配関係発生日」に改め、「当該内国法人が」の下に「当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日」を加える。

第百二十三条の九第一項第二号イ中「特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額の算定」を「適格合併等による欠損金の引継ぎ等」に改め、同条第六項中「特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額の算定」を「適格合併等による欠損金の引継ぎ等」に改め、「内国法人が」と」の下に「「前から」とあるのは「の属する事業年度開始の日前から」と」を加える。

第百二十三条の十第一項中「営む」を「行う」に改め、同条第十三項中「営まれる」を「行われる」に改め、同条第十四項中「に規定する当初計上額は」を「の規定の適用については、これらの規定に規定する当初計上額は」に、「とする」を「とし、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度におけるこれらの規定に規定する当該事業年度の月数は当該適格合併の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数とする」に改める。

第百二十三条の十一第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同号ヘ中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「財務省令で定める」を「前号に規定する」に改め、「（資産を当該単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額とする。以下この号及び次項において同じ。）」を削り、「当該超える」を「その超える」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　資産の帳簿価額（資産を財務省令で定める単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額とする。次号及び次項において同じ。）が千万円に満たない場合の当該資産

第百二十三条の十一第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同条第三項中「益金不算入」を「益金不算入等」に、「損金不算入」を「損金不算入等」に改める。

第百二十五条第三項及び第百三十三条の二第五項中「の場合のこの法律の適用」を削り、「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第百三十九条の三の二第一項中「株主等（当該合併法人及び当該被合併法人を除く。）の有する当該被合併法人の株式（出資を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下この項及び次項において同じ。）の割合に応じて」を「株主等に」に改め、「いう。）の数」の下に「（出資にあつては、金額。以下第三項までにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「株主等（当該分割法人を除く。）の有する当該分割法人の株式の数の割合に応じて」を「株主等に」に、「（出資を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「株主（当該株式交換完全親法人を除く。）の有する当該株式交換完全子法人の株式の数の割合に応じて」を「株主に」に、「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に、「第六十一条の二第八項」を「第六十一条の二第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　株式分配に係る現物分配法人が当該株式分配によりその株主等に交付すべき当該株式分配に係る法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人の株式の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に応じて金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該完全子法人の株式に含まれるものとして、当該現物分配法人及び当該株主等の各事業年度の所得の金額を計算する。

第百三十九条の四第十項中「の場合のこの法律の適用」を削り、「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第百三十九条の八第一項中「第三号まで」を「第四号まで（配当等の額とみなす金額）」に改め、「（配当等の額とみなす金額）」を削る。